

# 南関防衛



南関東防衛局広報誌

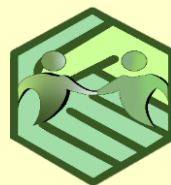
令和7年  
45号



横浜市開港記念会館（ジャックの塔）

## CONTENTS

- 1 第十三次東富士演習場使用協定
- 2 第38回航空事故等連絡協議会
- 3 掃海艦「のうみ」引渡式・自衛艦旗授与式
- 4 北富士演習場火入れ  
相模原市民桜まつり
- 5 日米交流事業 in キャンプ座間  
令和7年度新規採用者等研修
- 6 幹部紹介
- 7 小型無人機等飛行禁止法に基づく対象防衛施設の指定について



# 第十三次東富士演習場使用協定

東富士演習場は用地の約60%が民公有地となっており、演習場の使用については、自衛隊等の訓練と地元関係者の民生安定及び地域開発との両立を目的とする、「東富士演習場使用協定」を国と地元関係者（御殿場市・裾野市・小山町の行政や民公有地の所有者等）の間で締結しています。

昭和34年の第一次使用協定の締結以来、現在は5年毎に更新を行っており、令和7年3月31日に有効期間が満了する第十二次使用協定の更新を行いました。

第十二次使用協定の更新に当たっては、令和6年11月に末富南関東防衛局長から地元関係者へ協定更新の申し入れを行い、以降、国と地元関係者の間で十数回にわたり協議を行いました。

令和7年3月26日には、防衛大臣・地方協力局長重要会談が行われ、同月28日に開催された東富士演習場行政・権利者協定当事者合同会議において、第十三次使用協定締結が合意されました。

その後、同月31日、御殿場市玉穂報徳会館において、国側から田中防衛省地方協力局長、末富南関東防衛局長、地元側から勝又御殿場市長、村田裾野市長、込山小山町長、勝又東富士演習場地域農民再建連盟委員長ほか関係者の皆様の出席のもと、第十三次東富士演習場使用協定調印式が行われました。

これにより、令和12年3月31日までの5年間、東富士演習場の使用が確保されたところです。

使用協定の締結に当たり、御尽力いただいた地元関係者の皆様方に改めて感謝申し上げます。また、当局としては、今後とも地元との信頼関係を維持し、周辺地域の発展と東富士演習場の安定的使用が図られるよう努力していく所存です。

## 【調印式当日の様子】



# 第38回航空事故等連絡協議会



令和7年3月10日（月）、横浜第2合同庁舎内において、第38回航空事故等連絡協議会年次総会を実施しました。本協議会は、昭和52年に神奈川県横浜市緑区で発生した航空機墜落事故を契機として、神奈川県下における米軍および自衛隊による航空事故等に備え、総合的な応急対策の実施について連絡協議することを目的として、昭和62年1月20日に発足したものです。今年で38年目を迎えました。



【南関東防衛局 北管理部長】

今般の年次総会では、南関東防衛局の末富局長の挨拶の後、同局の北管理部長から、昨年、神奈川県内で発生した米軍ヘリの2度の予防着陸に係る連絡体制について説明を行いました。

続いて、令和7年1月に実施した日米合同航空事故対処机上演習について、南関東防衛局の丸山防衛補佐官から演習概要の説明を行い、相模原市消防局清水警防課担当課長(※)、座間市消防本部大矢警防課長及び在日米陸軍トラウ-マッシー危機管理室長から、所感をいただきました。

また、同年2月に今回より神奈川県警と共催で実施した日米ガイドラインに基づく図上訓練について、藤沢市の久保危機管理課(※)課長補佐、米海軍厚木基地ハートリー運用統括作戦部長及び神奈川県警察本部の西尾警備部長から、所感をいただきました。

※ 令和7年4月1日付組織改編により、役職名及び部署名がそれぞれ相模原市消防局警防課総括主幹、藤沢市災害対策課に変更となりました。



【在日米陸軍トラウ-マッシー危機管理室長】



【神奈川県警察本部 西尾警備部長】

# 掃海艦「のうみ」引渡式・自衛艦旗授与式

令和7年3月12日（水）、ジャパン マリンユナイテッド株式会社横浜事業所鶴見工場において、南関東防衛局が建造の監督・検査を実施した掃海艦「のうみ」の引渡式・自衛艦旗授与式(※)が行われました。

同艦は、令和3年5月に起工後、履行の確保や品質の確保のため、南関東防衛局装備課の担当監督官及び完成検査官が、直接現場で確認する直接監督・検査方式に基づいて、船殻の製造をはじめ、各装備品の製造に関わる検査や試験などに立会い、事故なく、計画どおりに工事完工を迎えることができました。

式典には、防衛省代表として本田防衛副大臣、齋藤海上幕僚長、多数の防衛省関係者や会社関係者等、約100名のほか、当局からは末富南関東防衛局長が参加しました。



【引渡式】



【自衛艦旗授与】



【自衛艦旗掲揚】

掃海艦「のうみ」は、自衛艦旗を掲げ、定係港である呉に向けて、無事に出發し、海上自衛隊掃海隊群第3掃海隊に配属されました。



【掃海艦「のうみ」出港の様子】

## 北富士演習場火入れ

令和7年4月20日（日）、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合及び旧11ヶ村入会組合主催の陸上自衛隊北富士演習場（山梨県富士吉田市ほか）国有入会地の「火入れ」が行われました。

「火入れ」は、薬草・山野菜等林野雑産物の保護育成、害虫駆除、野火の発生防止等を目的とし、草木が芽吹く前にススキ等の枯草を焼き払うもので、富士北麓の春の訪れを告げる伝統行事です。

当日は天候に恵まれ、約2,300名の地元入会組合員が参加し、午前9時の花火の合図とともに一斉に点火作業を開始し、富士五湖消防本部や地元消防団、陸上自衛隊等の協力の下、約1,900ヘクタールの火入れが無事実施されました。



【来賓による点火セレモニー】



【富士北麓に立ち昇る炎と煙】

## 相模原市民桜まつり

令和7年4月5日（土）と6日（日）に、神奈川県相模原市において、「第52回相模原市民桜まつり」が開催されました。

桜が満開の桜並木では、大勢の方々が、足を止めてスマートフォンで美しい桜の写真を撮っており、開会式の本村相模原市長の挨拶後、市役所さくら通りをパレードしました。

周辺自治体の関係者のほか、在日米陸軍関係者も多数招待され、南関東防衛局からは末富局長が参加し、関係者の方々と充実した交流を図ることができました。



【本村市長（右から2番目）との記念撮写真】



【開会式の集合写真】

# 日米交流事業 in キャンプ座間

南関東防衛局では、在日米軍関係者と周辺地域の住民との相互理解を深めるため、スポーツや文化活動を通じた「日米交流事業」を行っています。2025（令和7）年2月、キャンプ座間ユースセンターの体育館において、相模原市南区在住の小学生23名とキャンプ座間・相模原住宅地区在住の小学生25名及び米側高校生ボランティア5名が参加した交流会を開催しました。交流会には、本村相模原市長、在日米陸軍基地管理本部司令官ハンター大佐及び末富南関東防衛局長が出席しました。



【交流後の一コマ（夢の跡）】

はじめは、お互い緊張している様子でしたが、高校生ボランティアのサポートもあり、段々と笑顔があふれ出てきました。また、じゃんけんを手を出すタイミングが日米で異なることなど、文化の違いを感じる場面もありました。参加者からは、作り上げた缶バッチをさっそく荷物につけたり、椅子取りゲームで白熱した話を友達同士でする等、子供たちにとって貴重な体験だったとの感想が寄せられています。

## 令和7年度新規採用者等研修

南関東防衛局では、令和7年度新規採用者等18名を対象とする初任研修を9日間にわたり実施しました。

座学研修では、南関東防衛局の多岐にわたる業務内容や各自衛隊の役割など、防衛省職員としての基礎知識の習得に努めるとともに、コンプライアンスやハラスメントなどの講義を受けることで社会人としての自覚も高めることができました。現地研修では、海上自衛隊横須賀地方総監部や陸上自衛隊富士駐屯地、陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地、航空自衛隊浜松基地で、それぞれ概況説明を受けました。また、装備品の見学や部隊泊を実際に行うことで、各部隊の重要性を身をもって実感しました。



【エアパークでの記念撮影】

研修の総まとめとして実施したグループワーク（GW）では、限られた時間の中で現地研修の見所やポイントをまとめて発表することで、チームで物事を進めることの大切さと難しさを感じました。

座学研修①	4月3日～5日
現地研修	4月8日、4月10日～11日
座学研修②、GW	5月12日～14日

# 幹部紹介



南関東防衛局次長  
本多 宏光

4月1日付で次長を拝命した本多です。  
南関東防衛局勤務は、12年ぶり3度目になります。南関東防衛局が地域の住民の皆様と自衛隊・米軍との懸け橋になれるよう微力ながら取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4月1日付で総務部長を拝命しました後藤です。  
南関東防衛局の勤務は、前身である横浜防衛施設局以来25年ぶり2度目の勤務となり、再び横浜での勤務に大変嬉しく思っております。

総務部長という立場から、局の業務が円滑に実施できるよう尽力するとともに、これまでの職務における経験を活かしながら、日々の業務に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。



総務部長 後藤 泰成



管理部長 石下 春彦

4月1日付で管理部長を拝命しました石下です。南関東防衛局の勤務は約6年ぶりとなります。管理部が所掌する業務は、自衛隊及び在日米軍が使用する土地等の取得・管理、自衛隊等の運用から生ずる損失の補償、並びに在日米軍から返還された施設等の返還手続きなど、関係自治体や地域住民の皆様のご理解とご協力が不可欠でありますので、地元の皆様との信頼関係を築きながら防衛施設の安定的使用ができるよう、しっかりと取り組んでまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

4月1日付で会計監査官に着任しました永見と申します。南関東防衛局の勤務は6年振りとなり、懐かしい顔ぶれと久々に再会し、大変嬉しく思っております。

会計監査官としての職務を通じ、当局における会計経理や各種事業の適切な遂行等に寄与することができれば、これに勝る喜びはないと考えております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。



会計監査官 永見 公一

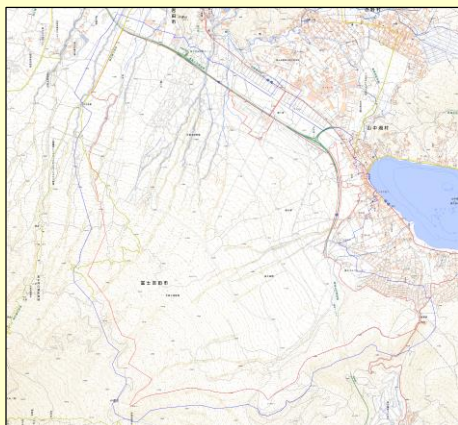
# 小型無人機等飛行禁止法に基づく対象防衛施設の指定について

防衛省は、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）に基づき、対象防衛関係施設について順次指定を行っており、令和7年4月11日に自衛隊施設7施設（告示上は12施設）を新たに指定する旨告示しました。

このうち、当局管内においては、陸上自衛隊北富士演習場及び陸上自衛隊東富士演習場が新たに指定されました。

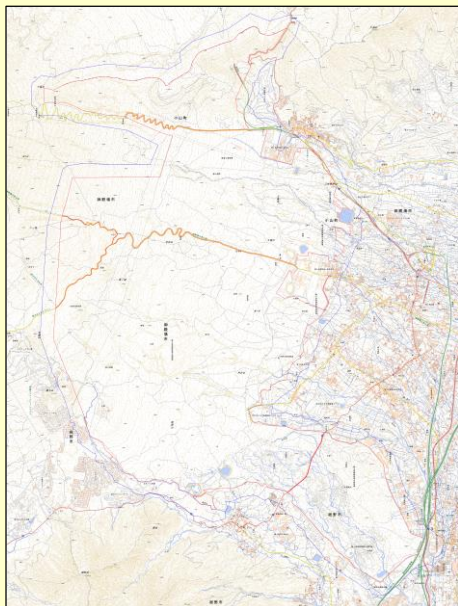
対象防衛関係施設及びその周辺の地域の上空における小型無人機等（ドローン等）の飛行は原則禁止であり、飛行を行おうとする場合には施設管理者の同意を得る等所定の手続が必要です。

【陸上自衛隊北富士演習場】



施設管理者：北富士駐屯地業務隊長  
問合せ先：0555-84-3135

【陸上自衛隊東富士演習場】



施設管理者：富士学校長  
問合せ先：0550-75-2311

## ドローンの規制についてのお知らせ

小型無人機等飛行禁止法により指定されている  
**自衛隊施設／米軍施設**その周辺地域（周囲約300m）  
の上空における**ドローン**等の飛行は、  
原則として**禁止**されています。

これに違反した場合、次のような措置／罰則もあります。  
●警察官等による安全確保措置  
●最大懲役1年／罰金50万円

## Drone Regulation Notice

Drone flights are prohibited over and within approx. 300-meter radius of the designated **Self-Defense Forces /U.S. Forces facilities** under the Act on Prohibition of Flight of sUAS(Drones).

If a person illegally flies drones, police officers, etc. may take necessary measures for security. The person may be punished by the Government of Japan by imprisonment of up to one year or a fine of up to 500,000 yen.



※ このほか、航空法上の無人航空機の飛行禁止空域においてドローン等を飛行させる場合、夜間にドローン等を飛行させる場合等には、別途、国土交通大臣の許可又は承認を得る必要があります。

対象防衛関係施設および飛行をさせたい場合の手続の詳細については、防衛省HPをご参照ください。  
<https://www.mod.go.jp/j/presiding/law/drone/index.html>

防衛省・警察庁・外務省・国土交通省

対象施設の区域

対象施設周辺地域

※対象防衛関係施設の区域の詳細については、南関東防衛局HPをご覧ください。